### 福岡市重度障がい者等就労支援事業実施要綱

#### (目的)

第1条 福岡市重度障がい者等就労支援事業(以下「本事業」という。)は、重度障がい者等に対する就 労支援として、通勤支援や職場等(在宅就労の場合の就労場所を含む。)における支援を実施すること により、重度障がい者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

### (事業の位置づけ)

第2条 本事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条に規定する市町村が行う地域生活支援事業として実施するものとする。

### (定義)

- 第3条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 重度障がい者等 本市において、法第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「重度訪問介護等」という。)の支給決定を受けている者又は支給決定に係る対象者要件を満たすことが確認できる者をいう。
  - (2) 事業者 前号に規定する重度訪問介護等を行うものであって、法第29条第1項に規定する指定障がい福祉サービス事業者をいう。
  - (3) 民間企業 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。
  - (4) 自営業者等 税務署に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 229 条に規定する届出を行っている 者等であって、民間企業に雇用される者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議員等の公務 部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。
  - (5) 就労支援 民間企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用促進法第49条第1項第4 号に規定する障害者介助等助成金又は第1項第5号に規定する重度障害者等通勤対策助成金(以下 「助成金」という。)を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者 等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援をいう。
  - (6) 支援計画書 助成金の手続きに必要なものとして、事前に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、その確認を受けたものをいう。

### (実施主体)

第4条 本事業の実施主体は福岡市(以下「市」という。)とする。

#### (事業内容)

第5条 本事業は、民間企業が重度障がい者等を雇用するにあたり、助成金を活用しても当該重度障がい 者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、市長が必 要と認めたときに重度障がい者等の通勤や職場等における重度訪問介護等と同等のサービスを提供すること(以下「サービス提供」という。)により行う。

2 本事業は、通勤や職場等における就業に係る支援を対象とするものであることから、職場からの帰宅途中における余暇活動等、就労に関わらない活動への支援については原則として本事業の対象外とする。

### (対象者)

- 第6条 本事業の対象者は、重度障がい者等であって、市内に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は除くものとする。
  - (1) 民間企業に雇用される者であって、週所定労働時間が10時間以上の者。(週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該民間企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認できた場合を含む。)
  - (2) 自営業者等であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上または継続が見込まれると市長が認めた者。なお、原則自営等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とする。

### (支援対象範囲)

- 第7条 民間企業に雇用される者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉 サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)において「通勤、 営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。)であって、助 成金を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び 関係者による支援計画書において認められた部分(時間)とする。
- 2 自営業者等の支援対象範囲は、通勤支援や職場等における支援の部分(時間)のうち、市長が必要と認めた部分(時間)とする。

#### (給付費)

第8条 本事業の給付費は、別表1から3に定める所定単位数に地域単価を乗じて算定した額とする。

#### (利用時間)

第9条 通勤支援の利用時間については通勤に要した時間とし、職場等における支援の利用時間については1日に8時間、かつ1週間に40時間の範囲において、市が必要と認める時間とする。

#### (支給申請)

- 第10条 本事業に係る給付費の支給を受けようとする者は、福岡市地域生活支援事業給付費支給申請書 (重度障がい者等就労支援事業用)(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出する ものとする。
- (1)対象者が重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証(法第22条第8項に規定す

る受給者証をいう。) の写し

- (2) 重度訪問介護等の利用に係る「サービス等利用計画書」の写し
- (3)前2号に掲げる書類を提出できない者にあっては、重度訪問介護等の支給決定に係る対象者要件を満たすことが確認できるもの
- (4) 雇用契約書等雇用されていることを証する書類の写し(民間企業の被雇用者に限る)
- (5) 自営業者等であることを証する書類(自営業者等に限る)
- (6) 支援計画書
- (7) 負担上限月額(法施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する負担上限月額を準用する。) の算定に必要な事項に関する書類。ただし、市が公簿等により当該事項を確認することができるとき は、省略させることができる。

# (支給決定等)

- 第11条 市長は、前条の規定による申請(以下「支給申請」という。)を受けた場合において、給付費を支給する旨の決定(利用者負担上限月額の決定を含む。)(以下「支給決定」という。)をしたときは、福岡市地域生活支援事業給付費支給決定通知書(重度障がい者等就労支援事業用)(様式第2号)により申請者に通知する。
- 2 市長は、支給申請を受けた場合において、給付費を支給しない旨の決定をしたときは、福岡市地域生活支援事業給付費支給却下決定通知書(重度障がい者等就労支援事業用)(様式第3号)により申請者に通知する。
- 3 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の利用者負担上限月額は、法施行令第 17条に規定する額を準用する。
- 4 支給申請を受けた場合において、給付費の支給を決定する際の支給決定期間は、支給決定の際に定める支給期間の開始日から直近の3月末日までとする。
- 5 支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)がサービス提供を受けようとする場合は、サービス 提供を行う事業者に福岡市地域生活支援事業給付費支給決定通知書(重度障がい者等就労支援事業用) (様式第2号)を提示しなければならない。

#### (支給決定の変更申請)

- 第 12 条 受給者は、第 6 条に規定する事項又は第 10 条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、福岡市地域生活支援事業給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(重度障がい者等就労支援事業用)(様式第 4 号)を速やかに、市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、第10条及び前条の規定を準用する。ただし、この場合における支給決定期間満了日は変更前の支給決定期間満了日とする。

### (支給量等の変更決定通知)

第13条 市長は、前条の申請を受けた場合において、支給量等の変更の決定をしたときは、福岡市地域 生活支援事業給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(重度障がい者等 就労支援事業用)(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

# (支給決定の更新)

- 第 14 条 支給決定期間満了後においても本事業を利用しようとする受給者は、支給決定期間満了日の 60 日前から更新の申請を行うものとする。
- 2 前項の申請に係る手続きについては、第 10 条及び第 11 条の規定を準用する。ただし、支給決定期間満了日以前に前項の申請があった場合における支給決定期間の開始日は、更新前の支給決定期間満了日の翌日とする。

### (利用終了の届出)

- 第15条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、福岡市重度障がい者等就労支援事業終了届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 受給者が市外へ転居したとき。
  - (2) 受給者が退職するとき。
  - (3) 受給者が休職するとき。
  - (4) 受給者が解雇等の処分を受け、又は自営業者等であることをやめるなど、第6条に規定する対象者 の要件に該当しなくなったとき。
  - (5) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。

# (支給決定の取消)

- 第16条 市長は、次のいずれかに該当するときは、支給決定を取消すことができる。
  - (1) 受給者が死亡し、又は市外へ転居したとき。
  - (2) 受給者が退職したとき。
  - (3) 受給者が休職したとき。
  - (4) 受給者が解雇等の処分を受け、又は自営業者等であることをやめるなど、第6条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
  - (5) 受給者が本事業の利用を辞退するとき。
  - (6) 受給者が不正その他偽りの申請により支給決定を受けたとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が本事業の利用を不適当と認めたとき。
- 2 前項(同項第1号に該当する場合においては市外へ転居した場合に限る。)の規定により支給決定を 取消したときは、市長は福岡市地域生活支援事業給付費支給決定取消通知書(重度障がい者等就労支援 事業用)(様式第7号)により、受給者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に 給付費が支払われているときは、受給者又は次条第1項に定める登録事業者に対し、期限を定めて、そ の全部又は一部の返還を命じるものとする。

#### (サービス提供の事業者)

第17条 本事業のサービスを提供する事業者は、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護事業者であって、支援を提供するに相応しい者として市と協定を締結した事業者(以下「登録事業者」とい

う。)とする。

- 2 前項に該当する事業者は、本事業を実施しようとする場合は、福岡市重度障がい者等就労支援事業者登録申請書(様式第8号)を、実施事業所ごとに市長に提出し、登録を受けるとともに、事業の適正な実施のため、市との間で福岡市重度障がい者等就労支援事業協定書(様式第9号)を締結しなければならない。
- 3 登録事業者は、申請の内容に変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から 10 日以内に、その内容 について福岡市重度障がい者等就労支援事業者登録変更届出書(様式第 10 号)を市長に提出しなけれ ばならない。
- 4 登録事業者は、当該受給者に対してサービス提供を行ったときは、その内容等について福岡市重度 障がい者等就労支援事業サービス提供実績記録票(様式第11号)等を作成し、これを5年間保存しな ければならない。
- 5 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る登録の抹消を行うことができ るものとする。
- (1) 不正に給付費の請求を行ったとき。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの 事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省第171号)及び福岡市指定障がい 福祉サービスの人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年福岡市条例第57号)に定め る基準を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (3) 指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護の事業を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。
- 6 登録事業者は、第2項の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その1月前までに、再開するときは、その10日前までに、福岡市重度障がい者等就労支援事業者再開・廃止・休止届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

#### (サービス提供の従事者)

- 第 18 条 サービス提供の従事者は、事業者に雇用されている者のうち重度訪問介護等に従事している者 でなければならない。
- 2 サービス提供の従事者は、サービス提供を行う際には、その身分を示す証明書を携行し、当該受給者 又は企業から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 3 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中は、その業務に専念しなければならない。
- 4 サービス提供の従事者は、サービス提供時間中に物品のあっせん、販売その他本事業の実施に支障 を来す行為をしてはならない。

#### (利用者負担額の受領)

第19条 登録事業者は、サービス提供を行ったときは、受給者から利用者負担額の支払を受けるものと する。 2 登録事業者は、受給者から利用者負担額の支払を受けた場合は、当該受給者に対し領収証を交付しなければならない。

### (サービスの利用)

- 第20条 受給者は、本事業に基づくサービスの提供を受ける場合は、登録事業者と契約を締結するものとする。
- 2 受給者が登録事業者に支払うべきサービス利用に要した費用については、利用者負担額を除いて、 市が受給者に支給することとする。ただし、当該支給については、受給者に代わり、登録事業者に対し て支給することができる。この場合、当該費用については、受給者に対して支給があったものとみな す。
- 3 前項に規定するサービス利用に要した費用は、第8条に定めるところにより算定した費用とする。
- 4 利用者負担額は当該費用の1割とし、同一の月の利用者負担額が、第11条第3項の利用者負担上限 月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。

### (給付費の請求)

- 第21条 受給者が前条第2項の規定により給付費の支給を受けようとするときは、受給者はサービス提供を受けた日の属する月の翌月10日までに、福岡市重度障がい者等就労支援事業サービス提供実績記録票(様式第11号)の写し及び請求書等の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前条第2項ただし書の規定により、事業者が給付費の支給を受けようとするときは、事業者はサービス提供を行った日の属する月の翌月10日までに、福岡市重度障がい者等就労支援事業サービス提供 実績記録票(様式第11号)の写し及び請求書等の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項に規定する書類の提出があり、これを審査し適当であると認めたときは、当該提出を受けた日から30日以内に給付費を支払わなければならない。
- 4 事業者は、前条第2項ただし書の規定による支給を受けたときは、受給者に対して、給付費として受領した旨を通知しなければならない。

#### (報告等)

第22条 市長は、本事業の実施に関して必要があるときは、受給者又は登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、又は登録事業者の事業所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。

### (費用の返還)

第23条 市長は、受給者又は登録事業者が、虚偽その他の不正な手段により給付費の支給を受けた場合は、当該受給者又は登録事業者から給付費に相当する額の全部又は一部について返還を請求するものとする。

#### (秘密の保持)

第24条 登録事業者の管理者及び従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た受給者及びその家族 の秘密、又は受給者の就労先及びその関係機関に係る秘密を漏らしてはならない。 2 登録事業者は、管理者及び従業者であった者が、正当な理由なく、第1項に規定する秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

# (委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

# 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

# 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。